

# 令和8年度津山市立鶴山中学校 いじめ防止基本方針

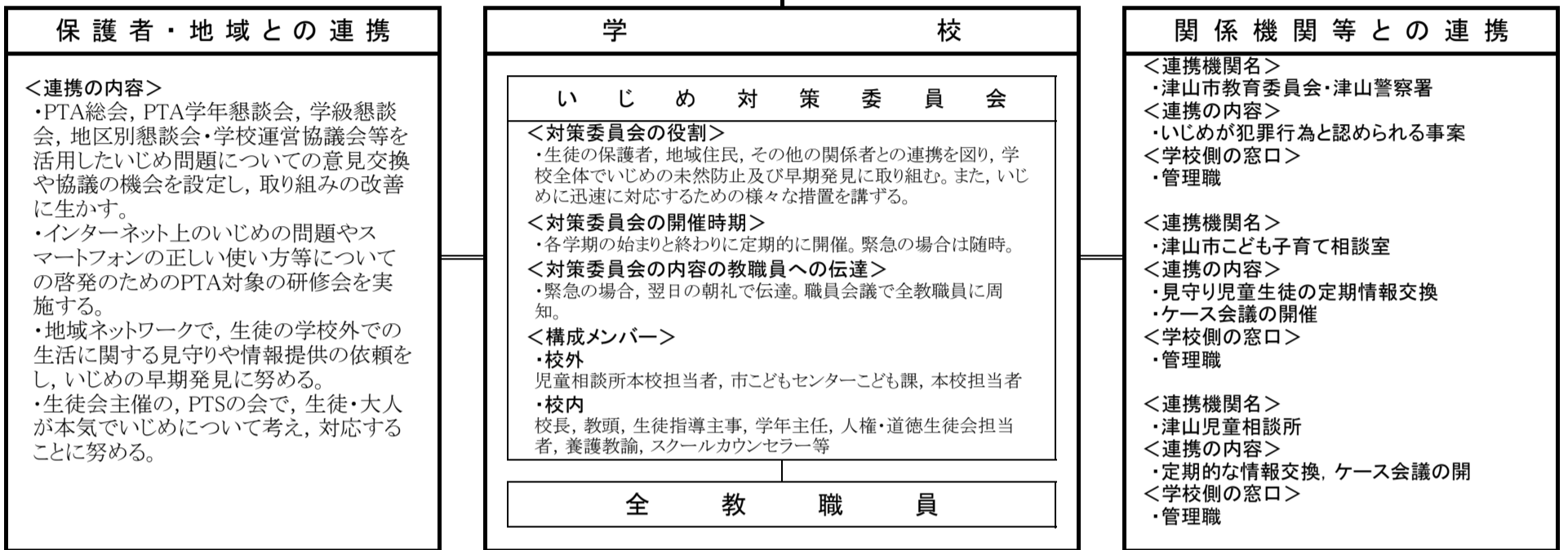
平成26年4月 策定 令和6年4月改訂

## めざす子ども(生徒)像

- ・夢や目標をもち、進んで学習する生徒。
- ・自ら考え正しく判断し行動できる生徒。
- ・自他を尊重し、認め合い、高め合う生徒。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
  - ・全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立て認識しながらこれを放置したりすることがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
  - ・いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、緊張感を持ち迅速に対応する。
  - ・いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。
- <重点となる取組>
- ・インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対応するために、ネットパトロール事業による監視を継続していく。
  - ・定期的なアンケート調査や教育相談による実態把握を行う。また、生活ノートの活用により、生徒の心の変化を捉え適切に対応する。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

いじめの未然防止	<p>学校におけるいじめ防止</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①道徳教育や人権教育及び体験活動等様々な教育活動の充実に努め、児童生徒がお互いを思いやり、生命を大切にできる態度や自他の人権を尊重する意識を育成する。</li> <li>②心理検査等を活用し、児童生徒一人ひとりの心情を大切に学級経営を目指す。</li> <li>③児童生徒、保護者及び教職員に対していじめを未然に防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発や研修等を行う。</li> <li>④匿名性が高いインターネットやソーシャルメディアの危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、全ての児童生徒に対して情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者への啓発を行う。</li> <li>⑤いじめの防止に関わる児童生徒による主体的・自治的活動を促進し、傍観者の立場をやめ、いじめについて身近な大人に訴える力を育てるとともに、互いに支え合い協力していくことの大切さを実感させる。その活動を行うため、児童生徒いじめ問題対策委員会(以下「児童生徒対策委員会」という。) ・会議を開催する。その会議では、いじめ防止等についての取組を企画立案、実施することで、児童生徒自らの力でいじめ問題の撲滅を図るよう支援する。</li> <li>⑥特に配慮が必要な児童生徒への対応として、発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童生徒、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行う。</li> </ol>
早期発見	<p>いじめの早期発見のための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①日常的に児童生徒の様子や行動を観察するとともに、保護者と連携を図りながら、危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、細かな変化を把握する。</li> <li>②いじめの実態を適切に把握するため、定期的なアンケート調査の実施、児童生徒との定期的な教育相談を実施する。</li> <li>③児童生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに関する悩み等を抵抗なくいつでも相談できる体制を整備する。</li> <li>④インターネット等で行われるいじめに対しては、県のネットパトロール事業等から状況を把握し、いじめを認知した場合は、迅速に書き込みや画像の削除等の対応を図るとともに、警察等の関係機関と連携して対応する。</li> </ol>
いじめへの対処	<p>いじめに対する措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①いじめに関する通報によって、児童生徒がいじめを受けているとわかったときは、いじめ対策委員会に報告し、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめを止めさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。</li> </ol> <p>○事実関係や指導の経緯、児童生徒の状況等の適切な記録及び保管 ○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援</p> <p>○いじめを行った児童生徒及びその保護者に対する指導並びに助言 ○全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、児童生徒への指導</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>②いじめを受けた児童生徒がいじめを知らせてきた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするために必要な措置を講じる。</li> <li>③いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察との連携を図る。また、警察への通報には至らない事案についても、日頃から教育委員会や警察等の関係機関への相談を行い、互いの顔が見える連携を心がける。</li> <li>④いじめの解消と継続的な指導を、必要に応じて学校生活や本人及びその保護者との面談等、他の事情も勘案して行う。</li> </ol> <p>○被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間続いていること(少なくとも3か月を目安とする)</p> <p>○被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p>